

レジ袋の無料配布全面中止に向けて

容器包装の3Rを進める全国ネットワーク 小野寺 勲

(2018.6.5 グリーン・ウォッチ発刊記念シンポジウム)

1 レジ袋の無料配布中止の必要性

レジ袋は便利で、そのうえ無料なので、マイバッグを自ら持参する人は少ないのです。そこで、マイバッグの持参を促すため、下表のような手段がとられています。それぞれの効果（レジ袋辞退率）を比較すると、無料配布を中止しない限り、レジ袋の大幅な削減は望めないことが明白です。

表1 マイバッグ持参を促す手段とそのレジ袋辞退率

手段・レジ袋辞退率	内容
①無料配布中止（有料化） レジ袋辞退率 80～90%	レジ袋を有料（1枚2～5円）にする。レジ袋にお金を払いたくないので、マイバッグを持参ようになる。
②値引き（キャッシュバック） レジ袋辞退率 40～50%	レジ袋をもらわなかった場合、1回につき1～2円値引きをする。
③ポイント付与 レジ袋辞退率 30～40%	レジ袋をもらわなかった場合、1回につき1～2円ポイントカードにポイントを付ける。
④マイバッグ持参の呼びかけ レジ袋辞退率 20～30%	自治体の広報やスーパーのポスターなどでマイバッグの持参を呼びかける。

*レジ袋辞退率は、自治体やスーパーの多数の調査結果を筆者が集約したもの。

2 レジ袋削減の自主的取組を促すだけの容り法

（1）容り法改正（2006年6月）

レジ袋の無料配布中止（有料化）は、前回の容器包装リサイクル法（以下、容り法）見直し審議会（2004年7月～2006年6月）において、ごみの発生抑制策の一つとして審議会の中ばで急浮上しました。メディアでもしばしば取り上げられたことから、法改正の目玉の一つになりました。

しかし、改正容り法では、小売業者に対する無料配布中止の義務付けは結局見送られ、レジ袋削減の自主的取組を義務付けるに留まりました。取組については、通商産業省の省令により、小売業者が削減目標を自主的に定め、削減手段も自主的に選択することとされました。その背景には、無料配布中止の義務付けは、憲法の「営業の自由」（第22条1項「職業選択の自由」に含まれる）に抵触する恐れがあるとの指摘があったことや、コンビニ業界が反対したことなどがあります。

（2）改正容り法施行（2007年4月）後の状況

スーパーを中心に無料配布中止の導入が相次ぎました。しかし、それは一時的には急速に広がったものの、自主的取組であるために、その後は完全に行き詰まっています（次項で詳述）。

（3）今回の容り法見直し審議会（2013年9月～2016年5月）

事業者が「現行制度の堅持」を強く主張したことなどから、議論が深まらなかったため、容り法の改正そのものが見送られました。報告書では現状を自画自賛し、「今後とも自主的取組を促進すべきである」としています。

3 自主的取組の現状と課題

(1) 現状

無料配布中止の実施状況を見ると、都道府県単位で実施している都道府県は17、市単位で実施している政令市は9（表2）、都道府県が指導し、市町村単位で実施している市町村の割合が50%以上の都道府県は9を数えます（表3）。これらは、いずれも自治体・小売業者・市民団体の地域自主協定に基づいて実施されています。協定締結は、自治体と市民団体から小売業者への働きかけによるものです。

表2 都道府県および政令市単位でのレジ袋無料配布中止実施自治体

(2017年10月現在)

都道府県				政令市	
自治体名	導入時期	自治体名	導入時期	自治体名	導入時期
富山県	2008.4	大分県	2009.6	京都市	2007.1
山梨県	2008.6	茨城県	2009.7	仙台市	2007.6
沖縄県	2008.10	広島県	2009.10	神戸市	2007.6
和歌山県	2009.1	栃木県	2010.2	名古屋市	2007.10
青森県	2009.2	鳥取県	2012.10	広島市	2008.4
宮城県	2009.2	滋賀県	2013.4	札幌市	2008.6
山口県	2009.4	長野県	2013.6	静岡市	2008.10
福島県	2009.6	長崎県	2013.11	浜松市	2008.10
石川県	2009.6			熊本市	2009.11

*自治体のホームページをもとに筆者作成。

表3 市町村単位でのレジ袋無料配布中止の実施割合が50%以上の都道府県

(2017年10月現在)

	北海道	山形県	福井県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	兵庫県	島根県
全市町村数	179	35	17	42	35	54	29	41	19
実施市町村数	142	25	12	42	24	48	28	24	10
実施割合 (%)	79.3	71.4	70.6	100.0	68.6	88.9	96.6	58.5	52.6

*自治体のホームページをもとに筆者作成。

(2) 課題

以上のように、無料配布中止は一定の進展があったものの、自主的取組であるため、つぎのような課題も顕在化しています。

第1に、2014年以降は無料配布中止の新たな導入が全く途絶えていることです。これは、自主的取組では、小売業者の足並みがなかなか揃わず、実施できる地域は限られているためと考えられます。

第2に、コンビニでの無料配布中止が全く進んでいないことです。コンビニ業界は、客離れを懸念して無料配布中止に一貫して反対しており、その理由として、次のようなことをあげています。

①主力商品が弁当、惣菜など、そのまま飲食するものであり、持ち帰る際の品質管理・衛生面などからレジ袋が必要不可欠である。

②通りすがりの客や近隣の職場からの客が多く、マイバッグの持参は期待できない。

レジ袋の無料配布中止を全ての地域や業態に広げるためには、自主的取組に委ねるのではなく、無料配布中止を促進するための法的措置を講じるしかなく、それを国に対して要望していく必要があります。

4 法的措置についての国への提案

レジ袋の無料配布を全面中止するため、省令により、レジ袋の削減目標を、無料配布を中止しなければ達成できないレジ袋辞退率 70%以上に定め、その達成を義務付けることを国に対して提案したい。

ただし、レジ袋の無料配布が全面中止されるためには、コンビニ業界の同意を得ることが必須条件であることから、コンビニ業界の主張に配慮し、コンビニについては、次のような例外措置を講じることも考えられます。

- ①レジ袋が必要不可欠であると業界が主張する弁当、惣菜など一部の商品に限って、例外的に無料配布を認める。
- ②コンビニのレジ袋が小さいことや、コンビニの客離れへの懸念を払拭するため、客の負担感の軽減に配慮し、レジ袋の価格は1枚1円程度とする。
- ③ ①と②を勘案し、レジ袋辞退率の目標は50%以上と低めに定める。

5 世界の大勢

世界中の海や陸地でレジ袋などのプラスチックによる汚染が急速に進んでいることから、多くの国が国単位でレジ袋の使用を規制しています(表4)。規制方法としては、有料化、使用禁止、課税といった方法が採られています。

EUは、2015年4月に、使い捨てのレジ袋の削減措置を加盟国に義務付けることにしました。EUの中では、西ヨーロッパの各国はそれ以前から使用規制を行っていましたが、削減措置が義務付けられてからは、残りの地域でも規制が導入されつつあります。

レジ袋の使用規制は今や国際標準となっており、日本がレジ袋の無料配布をいつまでも放置している、国のガバナンス能力が問われることになるろう。

表4 国単位でのレジ袋使用規制状況 (2017年10月現在)

規制方法	地域・国
有料化	(欧州) ノルウェー、スウェーデン、フィンランド、ルクセンブルグ、オランダ、ドイツ、スイス、オーストリア、スペイン、イギリス、(アジア) 韓国、中国、香港、台湾
使用禁止	(欧州) フランス、ベルギー、イタリア、(アフリカ) カメルーン、ルワンダ、ウガンダ、エリトリア、ケニア、タンザニア、(アジア) ブータン、バングラデシュ、(米国) カリフォルニア州、ハワイ州
課税	(欧州) デンマーク、アイルランド、(アフリカ) 南アフリカ

*国内外のウェブサイトの情報をもとに筆者作成。